

越谷市教育委員会学務課小中一貫校整備室 t w i t t e r 利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約は、越谷市教育委員会学務課小中一貫校整備室（以下、小中一貫校整備室という。）が運用する小中一貫校整備室 t w i t t e r（以下、本 t w i t t e r という。）における利用規約を定めます。

(発信主体及び運用管理者)

第2条 本 t w i t t e r の発信主体は小中一貫校整備室とし、運用管理者は小中一貫校整備室長とします。

(発信する情報)

第3条 本 t w i t t e r の発信内容は、小中一貫校の整備に係る情報等を発信することを目的とします。

(対象アカウント)

第4条 本利用規約の対象とする本 t w i t t e r アカウントは以下のとおりとします。

アカウント名：koshi_ikkan

URL：https://twitter.com/koshi_ikkan

名称：越谷市教育委員会学務課小中一貫校整備室

(運用時間)

第5条 本 t w i t t e r の発信時間は、原則開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

(運用方法)

第6条 本 t w i t t e r の閲覧等は自由に利用することができますが、その場合は本利用規約に全て同意したとみなします。また、本 t w i t t e r では情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リツイート及びリプライ等を行いません。

(禁止事項)

第7条 本 t w i t t e r において、次の各号に掲げる行為を禁止し、利用者の行為がいずれかに該当する場合、利用者に対してユーザーアカウントのブロック等を行う場合があります。

(1)法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの

- (2)特定の個人、団体等を誹謗中傷又は排斥するもの
- (3)政治、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、肖像権等、市又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6)人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7)公の秩序又は全良の風俗に反するもの
- (8)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9)本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10)有害なプログラム等
- (11)他の利用者、第三者等になりすますもの
- (12)暴力又はわいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13)その他運用管理者が不適切と認めるもの

(個人情報の取り扱い)

第8条 小中一貫校整備室が利用者から個人情報を取得する場合には、越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）の規定に基づいて、適切に管理します。

(知的財産権)

第9条 本t w i t t e rに掲載している個々の情報に関する知的財産権は越谷市又は原作者に帰属します。

2 本t w i t t e rの掲載内容について私的使用のための複製や引用等著作権法上認められる場合を除き、無断で複製又は転用することができません。著作権法上認められる場合については、転載の対象となる内容を変えず、出所を明記してください。

(免責事項)

第10条

- (1)小中一貫校整備室は、本t w i t t e rに掲載した情報の正確性については万全を期しますが、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2)小中一貫校整備室は、利用者が本t w i t t e rの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません。
- (3)小中一貫校整備室は、利用者間もしくは利用者と第三者のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (4)前2号に掲げるものの他、小中一貫校整備室は本t w i t t e rに関連する事項により生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5)小中一貫校整備室は、本t w i t t e rのシステム運用状況、ソフトウェアやアプリの機

能、利用方法等技術的な問い合わせについては一切回答しません。

(6)小中一貫校整備室は、予告なく本 t w i t t e r の運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

(その他)

第 1 1 条 本利用規約は予告なく変更する場合があります。

(適用)

第 1 2 条 この利用規約は、令和 5 年 2 月 1 日から適用します。